

通達甲（交. 捜. 指）第 13 号
平成 27 年 12 月 25 日
存 続 期 間

各所属長殿

交通部長

重大特異事案における適切な被害者連絡の推進について

このたび、次により重大特異事案における適切な被害者連絡の推進について定め、平成 27 年 12 月 25 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、交通事故事件被害者連絡調整官運用要綱の制定について（平成 23 年 3 月 31 日通達甲（交. 捜. 企）第 3 号）は、廃止する。

記

第 1 趣旨

交通事故事件における従来の被害者連絡調整官の制度を改め、新たに重大特異事案における被害者連絡を組織的かつ斉一に行うための体制を確立し、もって交通事故事件の被害者等の心情に配慮した適切な被害者支援の徹底を図ろうとするものである。

第 2 準拠

交通事故事件の被害者等に対する被害者支援については、警視庁指定被害者支援実施要領（平成 12 年 3 月 14 日通達甲（副監. 総. 企. 被 1）第 3 号。以下「被害者支援要領」という。）等に定めのあるもののほか、この通達の定めるところによる。

第 3 用語の定義

この通達における用語の意義は、次のとおりとする。

1 重大特異事案

被害者支援要領第 2 の 7 に規定する重大な交通事故事件のうち、次のいずれかに該当する事案をいう。

- (1) 死傷者多数の場合
- (2) 重大な違反を伴う場合
- (3) 一方当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがある場合
- (4) 被害者及びその遺族から捜査に対する苦情又は要望を受けた場合
- (5) その他警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）が、被害者連絡において、本部関係各課と連携の上、組織的に対応する必要があると認める場合

2 被害者連絡

- 被害者支援要領第2の3に規定する被害者連絡をいう。
- 3 指定支援責任者
被害者支援要領第4の1の(1)のア及びイの規定により指定された指定支援責任者のうち、交通を担当するもの（島部警察署にあっては次長）をいう。
 - 4 指定支援補助者
被害者支援要領第4の1の(1)のア及びイの規定により指定された指定支援補助者のうち、交通を担当するものをいう。
 - 5 交通事故事件捜査統括官
交通事故事件捜査統括官等運用要綱（平成23年3月31日通達甲（交. 捜. 企）第2号）に規定する交通事故事件捜査統括官をいう。
 - 6 捜査主任官
犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第20条に規定する捜査主任官をいう。
 - 7 被害者連絡員
被害者支援要領第7の1の規定により指定支援責任者が指定した被害者連絡を担当する者をいう。

第4 被害者連絡調整官等の設置等

- 1 交通捜査課に重大特異事案における被害者連絡の指揮、指導、教養等を行う者として被害者連絡調整官を置く。
- 2 被害者連絡調整官には、警部以上の階級にある交通捜査課員の中から交通捜査課長が指定する者をもって充てる。
- 3 交通捜査課に被害者連絡調整官を補佐する者として被害者連絡調整官補佐を置く。
- 4 被害者連絡調整官補佐には、警部又は警部補の階級にある交通捜査課員の中から交通捜査課長が指定する者をもって充てる。

第5 重大特異事案発生時における措置

- 1 署長等は、管轄区域において重大特異事案が発生した場合は、速やかに交通捜査課長（交通捜査指導係経由）に通知しなければならない。
- 2 前1の規定による通知を受けた交通捜査課長は、被害者連絡調整官及び被害者連絡調整官補佐（以下「被害者連絡調整官等」という。）に、当該通知に係る重大特異事案の被害者連絡を行う警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の支援を行わせるものとする。

第6 被害者連絡の実施体制

- 1 被害者連絡調整官の任務
(1) 被害者連絡調整官は、前第5の2の規定により被害者連絡の支援を行うこととなった重大特異事案（以下「本部支援対象事案」という。）について、当該被害者連絡の指揮者として、事案の概要の把握に努めるとともに、警視庁犯罪被害者支援室その他本部関係各課との連絡調整を図るものとする。

(2) 被害者連絡調整官は、必要に応じ、前(1)の被害者連絡における説明内容及び説明方法について担当検察官と協議し、その結果に基づき指定支援責任者又は指定支援補助者に対して、指導を行うものとする。

2 被害者連絡調整官補佐の任務

(1) 被害者連絡調整官補佐は、本部支援対象事案について、被害者連絡調整官の指揮を受け、当該本部支援対象事案に係る交通事故事件捜査統括官及び捜査主任官と連携し、捜査状況、被害者支援の実施状況その他適切な被害者連絡を実施するために必要な情報の把握に努めるものとする。

(2) 被害者連絡調整官補佐は、被害者連絡調整官の指揮を受け、本部支援対象事案を担当する被害者連絡員に被害者連絡に係る指導及び助言を行うとともに、必要に応じて、自ら被害者連絡を行うものとする。

3 署長等の任務

署長等は、本部支援対象事案における被害者連絡については、被害者支援要領によるほか、被害者連絡調整官等と緊密な連携を図り、被害者等の心情に配慮した適切な被害者連絡を実施するものとする。

第7 被害者連絡に係る教養の推進

1 被害者連絡調整官による教養

(1) 被害者連絡調整官は、専科教養等（交通分野に限る。）において、被害者等の心情に配慮した適切な被害者連絡の実施方法について教養を行うものとする。

(2) 被害者連絡調整官は、定期的に警察署等の指定支援責任者及び指定支援補助者に対して、適切な被害者連絡の推進に関する教養を実施するものとする。

2 被害者連絡調整官補佐による教養

被害者連絡調整官補佐は、積極的に警察署等を巡回し、交通事故事件における被害者連絡の実施状況について点検及び検証を行うとともに、交通を担当する者、被害者支援の事務に専従する者その他必要と認められる者に対して、被害者等の心情に配慮した適切な被害者連絡に資する教養を実施するものとする。